

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。(第2条、第2条の8、第3条、第4条関係)
- 2 この省令は、平成31年4月1日から施行することとする。(附則関係)